

学校いじめ防止基本方針

四国中央市立上分小学校

はじめに

いじめは、児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めた「いじめ防止対策推進法」（以下「法」）が平成 25 年 9 月 28 日より施行された。これを受けて、本校における「学校いじめ防止基本方針」を以下のとおり定める。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

ア いじめの防止等のための対策は、いじめがすべての児童に関係する問題であることと、いじめがときに生命に関わるような重大な影響を児童の心身に及ぼすということを教職員及び関係者が正しく理解することを根底とし、学校の内外を問わず、生命尊重と人権尊重の理念のもとに進められなければならない。

イ いじめの防止等のための対策は、すべての児童が加害者にも被害者にも傍観者や観衆にもならないために、児童が安心して学校生活を送ることができる環境（心の居場所）づくりと児童の心の声を汲み取るアンテナ（信頼関係）づくりを礎として未然防止を最優先に行われなければならない。

ウ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが最優先であるという共通理解の下、学校が家庭、地域、関係諸機関等と連携して正確に事実確認を行い、早期解決・再発防止を図るために、組織として対応し、

共通実践していかなければならない。犯罪として取り扱うべきと認められる事案や学校のみで対応するか判断に迷う事案においては、警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。

(2) いじめの禁止（いじめ防止対策推進法第四条より）

児童等は、いじめを行ってはならない。

(3) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第二条より）

一 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

二 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

三 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

四 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(4) いじめの態様

ア 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。

イ 仲間はずし、集団による無視をされる。

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。

オ 金品をたかられる。

カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

(5) いじめ問題の理解

ア いじめをとらえる視点

いじめは日常生活の延長上で生じ、当該行為がいじめか否か逸脱性の判定が難しい。いじめられる側の立場に立ち、精神的・身体的苦痛を認知することが重要である。

イ いじめの構造

いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。

ウ いじめる心理

いじめる側の心理には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。いじめの衝動を発生させる原因としては①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱いものへの攻撃によって解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

2 いじめ防止等のための対策に関する事項（未然防止のための取組等）

(1) 学級経営の充実

ア 居場所づくりや絆づくりを中心とした学級経営を進めることで、全ての児童に集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える温かい人間関係・学級風土をつくる。

イ 児童への声掛けや休み時間の観察により、日常的にいじめの未然防止、早期発見に努める。

ウ 児童や保護者が教師に何でも相談できるよう、人間関係を構築する。

(音読カード、学級通信、日記等)

エ いじめの項目を含む心のアンケート等を定期的実施する。(学期に1回：児童一人一人と教育相談を行う)

オ 遊びを通して人間関係や子どもの変化を把握するよう努める。

(2) 人権・同和教育の充実

ア 教職員の人権感覚を磨き、全教育活動を通して、人権問題の解決につながる実践力を育て、心の通う温かい集団づくりに努める。

イ 教師と児童及び児童相互の信頼関係を築くとともに、いじめや不登校などの問題に対して、全教職員の共通理解、共通実践の下、未然防止、早期発見、早期対応に努める。

(3) 道德教育の充実

ア 要となる道德の時間を通して道德的価値の自覚や生き方についての自覚が深まるような授業実践に努める。

イ 全教育活動を通して道德的实践力を育てるために「目指す子どもの姿」を明確にして、教職員が共通実践していく。(年間指導計画、別様の見直し)

(4) 分かる授業づくり(授業改善・指導方法の工夫改善)

ア 全ての児童が参加・活躍できる授業を工夫し、分かる喜び、できる喜びを味わわせるとともに、基礎的・基本的事項の習得を図る。

イ 校内授業研究会を実施し、授業参観、研究協議を通して、分かる授業づくりを学校全体で取り組む。

(5) 児童生徒の主体的な活動(児童会活動)

ア 「みんな笑顔の学校づくり」のために、スマイル委員会（仮称）、計画委員会が中心となり、自主・自立的に活動していく。（いじめ防止、なかよし集会等）

イ 縦割り班活動の充実・活性化によって、望ましい人間関係と自己指導力の育成を図る。

(6) 特別活動の充実（コミュニケーション能力・実践力の育成）

ア 児童の主体的な活動や創意工夫を重視した学級活動、クラブ活動、委員会活動を充実させるとともに、活動を通してコミュニケーション能力を育成する。

イ 話し合い活動の充実を図り、学級の支持的風土を育てるとともに、児童の自治能力や実践力を引き出す。

(7) 体験活動の充実

ア 地域の方から学ぶ体験活動を実施することで、心の通う対人交流の素地を養う。

（老人介護施設における福祉体験、上分老人会の方から学ぶ「昔の遊び体験」や「しめ縄作り体験」、手話サークルの方から学ぶ「手話体験」等）

イ ボランティア活動を通して、心の通う対人交流の素地を養う。（「川之江地区高齢者スポーツ大会」や「市障害者福祉団体連合会川之江支部運動会」への参加交流等）

(8) 相談体制の整備（教育相談の充実・スクールカウンセラー、相談員等の活用）

ア 児童や保護者が教師に相談しやすいように、毎月の教育相談日を有効に活用する。

イ 児童及び保護者からいじめに関する情報・相談が寄せられたときは、学級担任及び他の教職員が適切かつ迅速に対処するなど組織として対応する。

ウ 教育相談員の出勤日（月・木）に相談室を活用した教育相談を実施する。

エ 「いじめ防止等のための校内委員会」を通して、学校の外の情報収集に努め、いじめがあった場合には、いじめを受けた児童の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。

(9) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

ア インターネットの利用に際しては、授業で情報モラル・マナーに関する適切な指導を継続的に行う。

イ 児童及び保護者を対象に、携帯・インターネット安全教室を実施する。

（6年対象：「ちょっと待って！ケータイ&スマホ」（文科省リーフレット）」の活用）（電話会社等の専門家をゲストティーチャーに招き、メールで起こりうるトラブルやインターネットの便利な点と危険性について児童・保護者に分かりやすく説明する。）

ウ パソコン・携帯電話等の児童の使用に関して、家庭で適切なルールをつくるなど、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう保護者の指導力を高める啓発活動を行う。

(10) 発達障がい等への共通理解

ア 全教職員が、特別な支援や教育的配慮が必要な児童の実態を把握し、一人一人の教育的ニーズに応じた具体的な支援体制を整え、効果的に指導を進める。

(11) 校内研修の充実

ア いじめにつながる心配のある事例についての研修や気になる児童の言動についての情報交換を適宜行う。

イ 教職員による体罰は、児童等の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることに鑑み、体罰の禁止を徹底する。〈学校教育法第11条参照〉

ウ 教育相談員を講師とするなど、関係機関と連携して研修を行う。

エ インターネットに関する校内研修を充実させ、教職員がチェーンメール、ブログやプロフ、SNSの便利な点と危険性について理解を深めるとともに、インターネット利用規程を定め、全教職員の共通理解を図る。

(12) 学校相互間の連携協力体制の整備

- ア 生徒指導主事、人権・同和教育主任を中心にして各校の連携・協力を図る。
- イ 学校外での事案に対して、学校間の情報交換、協力体制を強化する。

(13) いじめ防止のための保護者への啓発

- ア 生徒指導だよりを双方向に活用して、情報発信、情報収集に努める。
- イ PTA 人権・同和教育部研修の「ふれあいトーク」を通して啓発を進める。

3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 名称 「いじめ防止等のための校内委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、研修主任、生徒指導主事、人権・同和教育主任、
特別支援教育コーディネーター、養護教諭、（学級担任・関係教職員）
ハートなんでも相談員、（人権擁護委員 1 名、PTA 会長、学校評議員 1 ～ 2 名）＊
事案によっては（ ）に示す関係諸機関の人にも加わってもらい協議する。

(3) 活動内容

ア 早期発見のための研修

（ア）子どもの声に耳を傾ける。（連絡ノート、日記、相談等）

（イ）子どもの行動を注視する。（観察、チェックリスト等）

イ アンケート等調査の工夫

ウ 相談活動の充実

エ 保護者との連携・情報の共有（相談窓口の周知徹底等）

オ 地域及び関係機関との連携

カ いじめの防止等のための取組に係る達成目標の設定

キ 学校評価における目標の達成状況の評価とそれに基づく取組の改善

(4) 年間取組計画の策定

	職員会等	未然防止の取組	早期発見の取組
一学期 (夏休み)	・いじめ防止校内委員会 (方針・計画等) ・いじめ対策チーム編制 ・職員研修 (いじめ防止の対応を確認) ・生徒指導情報交換 ・学校評価をもとに研修	・PTA総会 (方針説明) ・年間計画への位置付け ・学年集団づくり ・人間関係づくり	・心のけんこうアンケート ・児童の日々の観察 ・日記・連絡帳の活用 ・教職員の情報交換 ・教育相談の実施 ・個人懇談を生かした保護者との相談活動 ・学校関係者評価委員会
二学期	・いじめ防止校内委員会 (2, 3学期の計画) ・生徒指導情報交換 ・職員研修 (事例研修)	・学年集団づくり ・人間関係づくり	・心のけんこうアンケート ・児童の日々の観察 ・日記・連絡帳の活用 ・教職員の情報交換 ・教育相談の実施 ・個人懇談を生かした保護者との相談活動
三学期	・学校評価をもとに研修 ・生徒指導情報交換 ・いじめ防止校内委員会 (本年度の反省・見直し)	・学年集団づくり ・人間関係づくり	・心のけんこうアンケート ・児童の日々の観察 ・日記・連絡帳の活用 ・教職員の情報交換

			・教育相談の実施 ・学校評価アンケート ・学校関係者評価委員会
--	--	--	---

(5) 取組評価アンケートの実施・考察

ア 学校評価、保護者アンケート、学校関係者評価でアンケート調査を実施

イ 職員会議、校内研修会、学校関係者評価委員会等で考察し、改善策を協議

4 いじめが発生した場合の組織の設置(早期対応、認知したいじめに対する対応等)

(1) 名称 「いじめ防止等のための校内委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、研修主任、生徒指導主事、人権・同和教育主任、

特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学級担任、関係教職員

ハートなんでも相談員、人権擁護委員1名、PTA会長、学校評議員1～2名

(3) 活動内容

ア いじめの事実確認・情報共有

イ いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する必要な情報提供、支援

ウ いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言、支援

エ 教育委員会への報告・連絡・相談

学校だけで解決困難な事案が生じた場合などにおいては、教育委員会に迅速に報告し、ともに対応方針を検討するなど、教育委員会と連携した対応を図る。

オ 安全措置（緊急避難等が必要な場合）

必要があると認めるときは、いじめを行った児童等をいじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせ、いじめを受けた児童等が安心して教

育を受けられるようにするための必要な措置を講ずる。

カ 懲戒

いじめを行った児童等に対して、教育上必要があると認めるときは、学校教育法 11 条に基づき適切に懲戒を加えるものとする。その際には、感情的にならず、教育的配慮の下、児童が自らの悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

キ 出席停止

被害児童の生命及び心身の安全、教育を受ける権利を保障するため、必要に応じて出席停止の措置を講ずる。早期に教育委員会と連携し、指導記録を基に校長が意見具申を行い、適正・適切な手続きができるようにする。

ク 犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるとき

ケ 生命・身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき

教育的な配慮や 被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応をとる。

5 重大事態への対処

重大事態とは

- ・ いじめにより児童の生命、心身又は財産上に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童が自殺を企図した場合等）
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。（不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に着手する

※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(1) 調査組織「いじめの問題調査委員会」を開く

(2) 対応

- ・ 質問紙等の使用等により、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・ 必要に応じて、外部機関と連携する。

(3) 報告

- ・ 市教委の調査結果を報告する。市教委から市長に報告する。

(4) 調査協力

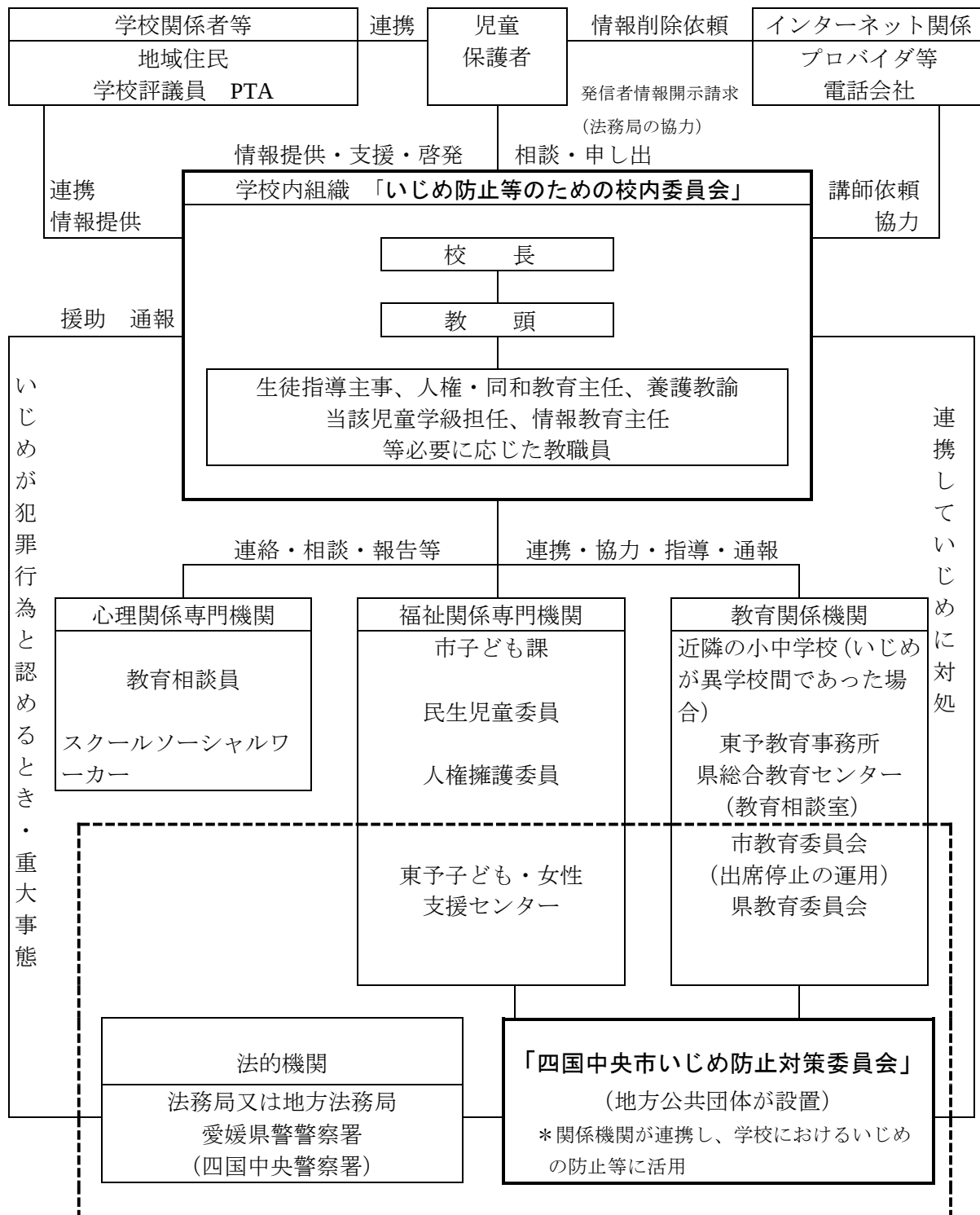
- ・ 「四国中央市いじめ防止対策委員会」への調査協力を行う。

(5) 調査結果の提供

- ・ いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、事実関係等その他必要な情報を提供する。
- ・ 事案に応じて、保護者説明会を開催する。

6 資料（チェック表、リーフ、法など）

(1) 組織及び関係機関連携図



6 学校評価

- (1) いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価が行われるようにしなければならない。
- (2) いじめに関する項目を設けた自己評価、児童アンケート、保護者アンケート、による評価を行い、それらを元に校内研修及び学校関係者評価委員会等で協議する。結果と対策等を市教育委員会及び保護者に報告する。

8 ホームページでの公開等について

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」の全文をホームページで公開する。
- (2) アンケート調査の結果やいじめ防止に関連する授業等の内容を公開する。